

平成29年4月からの変更点について！

① 短時間労働者の適用拡大について

平成28年10月の法改正により、短時間労働者の社会保険への適用が拡大されましたが、平成29年4月からは更に条件が緩和されました。条件は下記のとおりとなります。

平成28年10月以降	平成29年4月以降
○常時501人以上の事業所	○常時501人以上の事業所 ○ <u>労使合意を得た事業所</u> <u>(従業員のお二分の一以上の同意を得た事業所)</u>
① 週20時間以上勤務 ② 月額賃金8.8万円以上 (年収106万円以上) ③ 勤務期間1年以上の見込み ④ 学生以外	① 週20時間以上勤務 ② 月額賃金8.8万円以上 (年収106万円以上) ③ 勤務期間1年以上の見込み ④ 学生以外

② 厚生労働大臣が定める現物給与の価額の変更

『厚生労働大臣が定める現物給与の価額表（29年4月1日現在）』参照。

◎ 参考

事業所様宛通知文『平成29年4月からの変更点について』